

旧優生保護法の淵源とその展開

平 良 直

はじめに

旧優生保護法は一九四八年に制定され、当時の優生学および優生思想を背景にして、障害者の生殖機能を奪う人権侵害を、国家政策として正当化する根拠となった法律である。一九九六年に廃止されるまで多くの被害者を生み出した。その被害者の訴えが認められ、最高裁は昨年（二〇二四年七月）、旧優生保護法を憲法違反とする判決を下した。

二〇〇一年のらい予防法被害者の訴訟に対する国家賠償が行われた際にも、その前時代性に衝撃を受けたが、優生保護法についても最近まで国が非を認めていなかったことを知り、後追いで調べていくと「当時はこれが普通だった」では片づけられない問題であると同時に、それほど遠くない過去の「普通」に潜んでいた異常性が、現在のわれわれの日常と地続きであることを知った。その過程で、現状の「これが普通」とされる事柄のすべてが根底から揺さぶられるように感じたのである。このことが、今回この問題を取り上げる契機となった。

筆者はこの分野の専門家ではない。また、旧優生保護法に関する論考や資料は膨大であり、その細部まで論じることにはできない。しかし、旧優生保護法をめぐる問題を少しでも理解し共有することで、私たちが生きる今の社会をそれぞれの立場から見つめ直す契機になるだろう。旧優生保護法をめぐる問題を考察し、現状の「これが普通」とされていることを再吟味するために、何を基軸に据えるべきかについて考察していきたい。

本稿ではまず旧優生保護法の問題の概要を整理し、同法の成立過程やその背景にあった優生学の展開や現代社会における優生思想の問題を考察していきたい。

一、旧優生保護法をめぐる概要

旧優生保護法

旧優生保護法は、戦前に存在した国民優生法（一九四〇年制定）を引き継ぐ形で一九四八年第二回国会において制定された法律である。

旧優生保護法の第1条には、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする」と掲げられており、国家的な施策として「不良な子孫」を残さないために、「遺伝」による障害者のいわば「根絶」が目指された。

この法律は、優生思想がもつ弊害と人権についての認識が高まり、その差別的 content が問題となった。その後、遺伝による「不良な子孫」を根絶するという内容が削除され、一九九六年に母体保護法に改正された。母体保護法に変わるまでの約半世紀の間に約二五〇〇〇人の障害者に対する強制的な不妊手術が行われた。